

平成 23 年 12 月市議会定例会提出案件

提出案件 18 件	議案 18 件	予算案件 12 件
		条例案件 3 件
		単行案件 3 件

I 予算案件

- 1 平成 23 年度会津若松市一般会計補正予算（第 8 号）
- 2 平成 23 年度会津若松市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 3 平成 23 年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 4 平成 23 年度会津若松市湊町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 5 平成 23 年度会津若松市観光施設事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 6 平成 23 年度会津若松市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 7 平成 23 年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 8 平成 23 年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 9 平成 23 年度会津若松市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 10 平成 23 年度会津若松市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 11 平成 23 年度会津若松市個別生活排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 12 平成 23 年度会津若松市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

II 条例案件

1 会津若松市税条例の一部を改正する条例

この案件は、市税の前納報奨金制度の廃止に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 平成 24 年度の個人の市民税及び固定資産税の納期前納付に係る報奨金の交付率を 100 分の 1 から 100 分の 0.5 に引き下げることとした。
- ② 平成 24 年度をもって個人の市民税及び固定資産税の納期前納付に係る報奨金を廃止することとした。

(2) 施行期日

- (1)の①は平成 24 年 4 月 1 日から、(1)の②は平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。

2 会津若松市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、小金井こどもクラブの分割に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

小金井こどもクラブを分割し、小金井第二こどもクラブを設置することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成24年4月1日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

3 会津若松市手数料条例の一部を改正する条例

この案件は、福島県建築基準法施行条例の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 東北地方太平洋沖地震による被害を受けた建築物又は原子力災害対策特別措置法の規定による警戒区域等の指定を受けた区域内の建築物に代わる建築物等の建築を行う場合における確認申請手数料等について、その被害を受けた日又は警戒区域等の指定を受けた日から起算して3年以内に建築を行う場合には、当該建築に係る確認申請手数料等を徴収しないこととした。
- ② 建築基準法関係に係る手数料のうち、手数料を徴収しないものの範囲を見直すこととした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

Ⅲ 単行案件

1 会津若松市鶴城コミュニティセンターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市鶴城コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
会津若松市鶴城コミュニティセンター

(2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市城東町1番47号
鶴城地区コミュニティづくり協議会

(3) 指定する期間
平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

2 会津若松市河東農村環境改善センターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市河東農村環境改善センターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
会津若松市河東農村環境改善センター

(2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市門田町大字御山字村上164番地
一般財団法人会津若松市公園緑地協会

(3) 指定する期間
平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

3 民事調停の申立て及び当該民事調停の不成立等の場合における訴えの提起について

この案件は、市営住宅に係る滞納家賃等の支払等を求めるための民事調停の申立て並びに当該民事調停が不成立等の場合における市営住宅等の明渡し及び滞納家賃等の支払を求めるための訴えの提起をしようとするものです。

(1) 民事調停の申立て及び訴訟の内容

- ・民事調停の申立ての内容

市営住宅の滞納家賃等の支払及び調停合意事項の不履行の場合に市営住宅等の明渡しを求める。

- ・民事調停不成立等の場合の訴訟の内容

市営住宅等の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める。

(2) 当事者

- ・民事調停の申立人又は訴訟の原告

会津若松市

- ・民事調停の相手方又は訴訟の被告

市営住宅入居者 1名

連帯保証人 1名